

広労総発 1025 第 1 号
令和 3 年 1 0 月 2 5 日

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



労働保険関係手続の電子申請及び口座振替納付について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成元年 1 2 月から施行されたデジタル手続法により、国全体でデジタル化オンライン化を推進することを決定し、厚生労働省においても「オンライン利用率引き上げの基本計画」の策定を行い、国民が行政機関にかけている行政コストの削減を推進しています。

広島労働局においても、電子申請の活用促進を図るため、労働局ホームページ、署所の窓口におけるポスター掲示やリーフレット配布、市内電車でのつり広告等により PR を行っており、電子申請の活用は、前年度と比較し上昇傾向ではありますが、申請全体の件数から見た電子申請の活用比率は、10 パーセント程度であり、さらなる利用拡大努力が必要だと考えています。

デジタル化の推進は、その利用者に「申請作業の時間短縮・省力化」「交通費や郵送費等のコスト削減」等のメリットがあり、また、窓口での接触機会の減少は、新型コロナウイルスの感染防止対策としても非常に有効です。

また、労働保険の口座振替制度も、銀行窓口等での接触機会の低減につながるほか、利用する事業主に対しても、納付時期が法定納付日より 2 か月近く余裕ができるなどメリットのある制度となっています。

つきましては、貴会会員の皆様に労働保険関係手続における電子申請及び口座振替納付の一層の利用について、別添のリーフレットを活用していただく等により、周知いただきますようお願いいたします。

なお、労働保険事務組合が、電子申請により対象手続の提出等を行う場合（事業主からの委託の解除を受けて労働保険事務等委託解除届の提出を行う場合を含む。）には、下記のように、事業主と労働保険事務組合との間で労働保険事務の委託関係等があることを証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該事業主の電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）に代えることができることとなっています。



1 別添リーフレット掲載先

(1) 電子申請関係

下記、厚生労働省ホームページを御参照ください。

厚生労働省 HP トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準> 労働保険の適用・徴収> 電子申請のご案内 > リーフレット

(2) 口座振替納付関係

「厚生労働省 労働保険 口座振替」で検索してください。また、「口座振替制度についてよくあるお問い合わせ」については、下記、広島労働局ホームページを御参照ください。

広島労働局 HP トップページ> 各種法令・制度・手続き> 労働保険関係> 労働保険について> 労働保険の証明願・口座振替等について> 労働保険等の納付は、口座振替納付をご利用ください

(3) 特定法人電子申請義務化関係

下記、広島労働局ホームページを御参照ください。

広島労働局 HP トップページ> 各種法令・制度・手続き> 労働保険関係> 労働保険について> 2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました

担当

広島労働局総務部 労働保険徴収課

広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2号館 4F

TEL082-221-9246 FAX082-221-2355

労働保険手続の事務処理の委託等に関する証明書

年 月 日

○労働保険事務組合名称

○所在地

私は、上記の者に、労働保険関係法令に基づく事務処理の委託等を行っていることを証します。

また、私の電子署名及び電子証明書の送信に代え、この証明書の提出をもって、上記の者が電子申請を行うことに同意します。

○事業所名称

○事業所所在地

○事業主氏名

労働保険 事務組合 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 _____
---------------------	---